

情報 I

学習指導要領 (1) - 知・技 - イ
 学習指導要領 (1) - 思・判・表 - イ
 学習内容 (1) - イ 法・情報セキュリティ・情報モラル

以下、法制度に関しては、日本のものについて考えるものとする。

(ア) 著作権法に関する説明として、正しいものを次の選択肢から選び、その番号を解答欄 (1) にマークしなさい。

- (1) 書店で購入した小説を公の場で朗読することは、著作権の侵害にあたらない。
- (2) 既存の著作物に依拠せず、独自に創作した作品でも、結果として表現が類似している場合には、著作権の侵害となる。
- (3) 著作権法上、複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいう。
- (4) 著作権を侵害する書籍が販売されている場合でも、出版の差止めは認められないが、著作権者は損害賠償を請求することができる。
- (5) 著作権を侵害する行為には、刑事罰は定められていない。

(イ) 次の文章を読み、空欄 (2) から (5) にあてはまるものを選択肢から選び、その番号をそれぞれの解答欄にマークしなさい。

文化は先人の文化的所産を利用しながら発展し、新しい著作物や作品を創作する際に、他人の著作物を採録することが必要な場合はよくある。とりわけ、報道・批評等の場合には (2) の自由を保障する意味でも (3) の必要性が高い。そこで、著作権法 32 条は、 (4) された著作物について、 (5) な慣行に合致し、かつ報道等のその他の (3) の目的上正当な範囲内で行われる (3) の場合には利用できると、抽象的な要件を規定している。

(出典：駒田泰土・潮海久雄・山根崇邦『知的財産法Ⅱ 著作権法』(有斐閣、2016年)

[(2) ~ (5) の選択肢]

- (1) 平等 (2) 公表 (3) 流用 (4) 信仰 (5) 隠匿
 (6) 引用 (7) 表現 (8) 営業 (9) 公正 (0) 私的

(ウ) 特許法に関する説明として、正しいものを次の選択肢から選び、その番号を解答欄 (6) にマークしなさい。

- (1) 特許出願した発明の内容は、特許庁の審査により特許権が認められない場合には公開されない。
- (2) 特許出願前に公然と知られていた発明であっても、自分で技術を発明した者であれば、他の人が特許出願をしていない限り、特許権を取得することができる。
- (3) 当該技術分野の平均的な知識を有する技術者が、既存の技術に基づいて容易に考えられる発明については、特許権は取得できない。
- (4) 特許権の技術的範囲に含まれる製品は、特許権者から適法に購入したものであっても、特許権者の承諾なく転売することができない。

(5) 医薬品を製造するための技術は、人道的な見地から、特許権により独占することはできない。

(工) 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に関する説明として、正しいものを次の選択肢から選び、その番号を解答欄 (7) にマークしなさい。

- (1) 個人情報取扱事業者は、適法に取得して利用目的の達成に必要な範囲内で利用している個人データについても、本人から利用の停止又は消去の請求を受けたときは、これに応じなければならない。
- (2) 個人情報取扱事業者は、本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止することとしている場合、届出や通知等の措置をとることなく、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (3) 生存する個人に関する情報ではなく、もっぱら死亡した個人のみに関する情報も、個人情報に該当する。
- (4) 情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができない場合、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるとしても、その情報は個人情報に該当しない。
- (5) 個人情報取扱事業者は、本人の同意なく個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える変更をしてはならない。

(オ) プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）が定めるルールの説明として、誤っているものを次の選択肢から選び、その番号を解答欄 (8) にマークしなさい。

- (1) プロバイダが、第三者の名誉を毀損する内容のファイルの発信者による掲載を放置している場合に、裁判所がプロバイダにファイルの削除を命令するときのルール。
- (2) プロバイダが、第三者からの著作権侵害の主張を信じて記事を削除した場合に、実際には著作権を侵害していなかった発信者がプロバイダに損害賠償を請求したときのルール。
- (3) プロバイダが、第三者からの名誉毀損の主張を受けて発信者に削除の可否を照会したにもかかわらず、発信者が照会を無視したため記事を削除したプロバイダに、発信者が損害賠償を請求したときのルール。
- (4) プロバイダが、第三者から名誉毀損に基づく発信者情報の開示請求を受けたものの、違法性の判断がつかないため情報を開示しなかった場合に、後日裁判所で名誉毀損の被害が認められた第三者がプロバイダに損害賠償を請求したときのルール。
- (5) プロバイダが、第三者から著作権侵害に基づく発信者情報の開示請求を受けた場合に、開示の可否について発信者の意見を聴くときのルール。